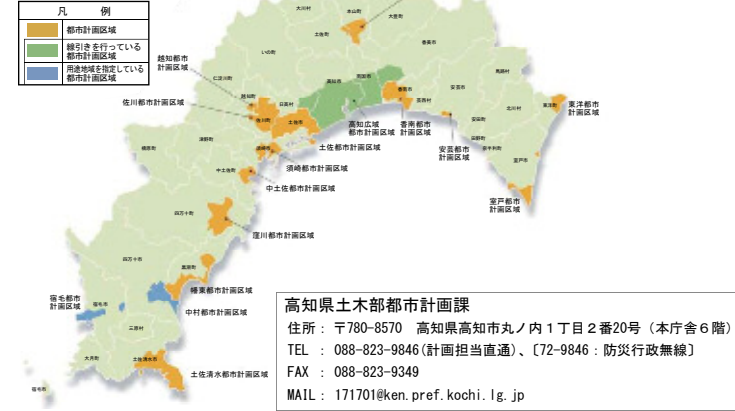


高知県震災復興都市計画指針

(平成28年3月)

16都市計画区域(11市9町)

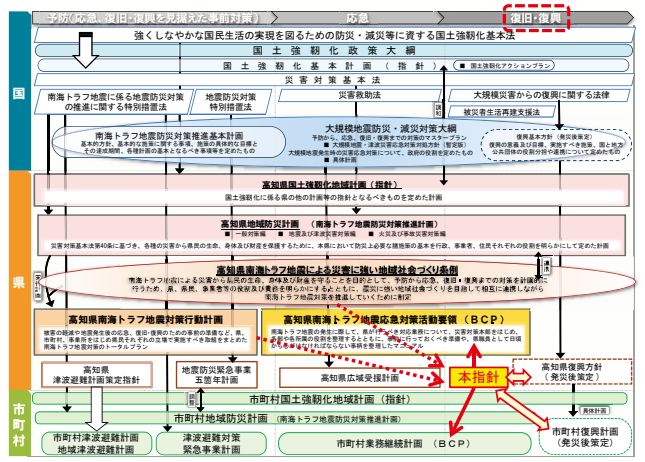


平時における「事前の準備」(出来ることから)

- ・地区カルテ(密集市街地カルテ)や基盤整備状況の整理
- ・地籍調査による境界確定
- ・土地や建物の権利関係の整理
- ・罹災証明書の交付業務(住家の被害認定)の実施体制づくり
- ・説明会、都市計画審議会の開催場所、周知方法の想定
- ・災害危険区域の条例制定
- ・地区まちづくり協議会の組織化、事前復興計画づくり
- ・移転先の検討(埋蔵文化財発掘調査等)
- ・模擬訓練の実施

指針の役割

高知県の南海トラフ地震対策の計画体系



位置づけ

復興まちづくりの根幹となる
迅速な「都市の復興」

- ・高知県地域防災計画
- ・高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例
- ・高知県南海トラフ地震対策行動計画

など

南海トラフ地震等の大震災発生

高知県復興方針(発災後)

市町村復興計画(発災後)

即して

- 都市の復興(※)
- 生活の復興
- 住宅の復興
- 産業の復興
- 〇〇の復興

(※) 都市基盤や土地利用などの「都市計画」に関わる復興
〇〇…福祉、医療、教育、観光など

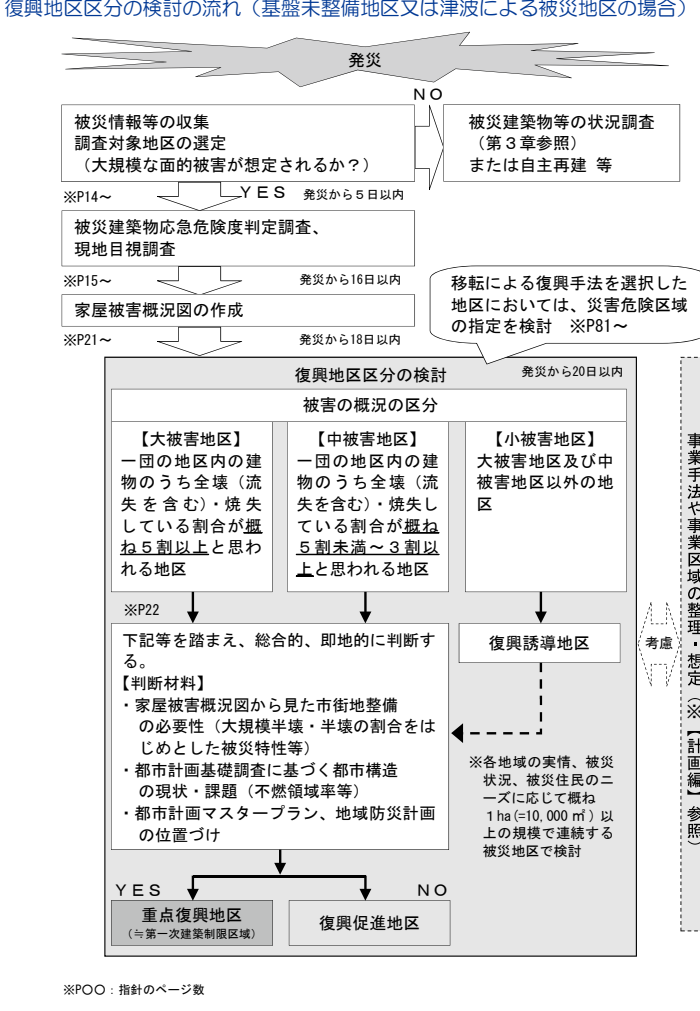
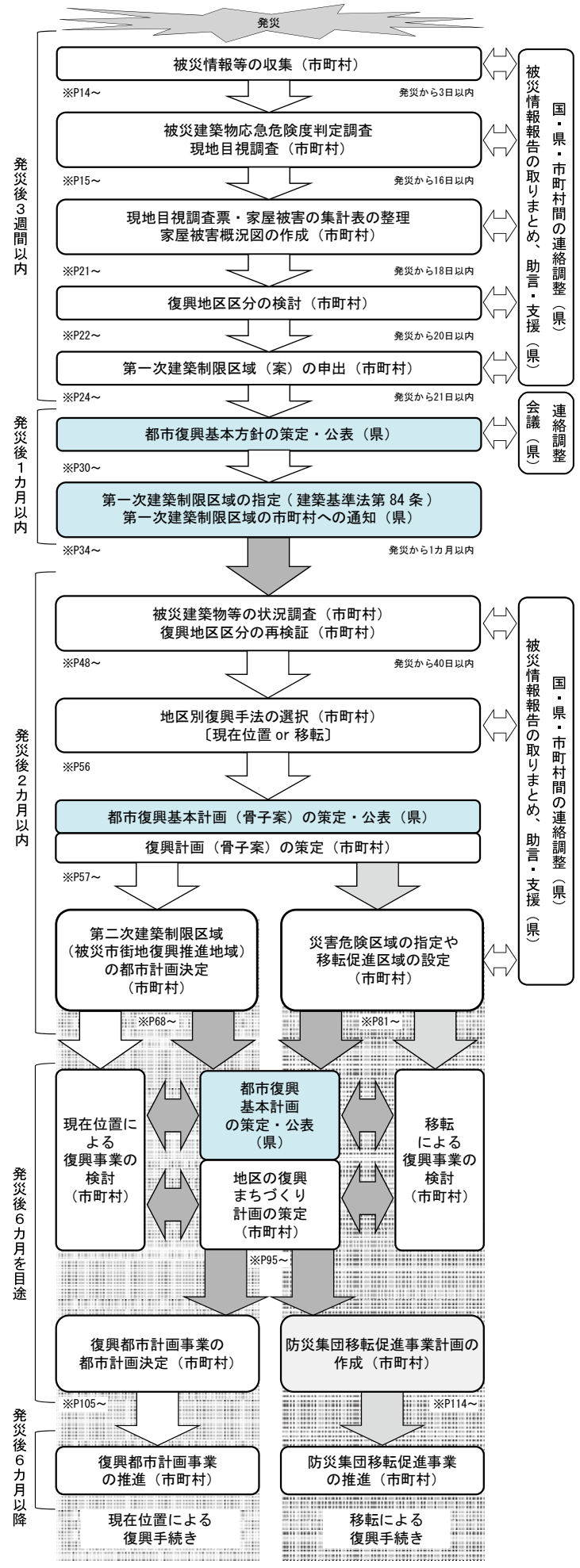
県・市町村全体行動計画【手続き編】P124

| | 行動計画 | 市町村 | 県 |
|-----------|--|--|---|
| 発災後7日以内 | 初動体制の確立 | <ul style="list-style-type: none"> 被害状況調査等 災害対策本部等から被災情報等の収集 都市計画審議会委員の安全確認【県と協働】 都市計画審議会の開催準備【県と協働】 | <ul style="list-style-type: none"> 市町村及び災害対策本部等から収集した都市被害概況の取りまとめ 被害に関する国との連絡調整、市街地復興に関する協議 市町村へ第一次建築制限の指定に向けた詳細調査の相談・支援 応急仮設住宅供給計画との連携、調整 |
| 発災後1カ月以内 | 被災建築物等の概況調査 第一次建築制限区域(案)の申出 都市復興基本方針の策定・公表 第一次建築制限区域の指定 | <ul style="list-style-type: none"> 被災建築物応急危険度判定調査、現地目視調査 現地目視調査票・家屋被害の集計表の整理、家屋被害概況図の作成 復興地区区分の検討 第一次建築制限(案)の申出・連絡調整【県と協働】 住民等への周知(避難所等へ配布) | <ul style="list-style-type: none"> 市町村間の広域的調整 事業導入を念頭に置いた建築制限区域に係る市町村相談 県内建築制限状況の取りまとめ(特定行政区分) 国との調整、市街地復興に関する協議 |
| 発災後2カ月以内 | 被災建築物等の状況調査 都市復興基本計画(骨子案)の策定・公表 建築制限 | <ul style="list-style-type: none"> 住家の被害認定調査、現地目視調査【詳細】 現地目視調査【詳細】票・家屋被害の集計表の整理、家屋被害詳細図の作成 復興地区区分の再検証、地区別復興手法の選択 第二次建築制限区域(被災市街地復興推進地域)の事前協議【県と協働】 復興計画(骨子案)の策定 第二次建築制限区域(被災市街地復興推進地域)の都市計画決定 住民等への周知(避難所等へ配布) 災害危険区域の指定(または移転促進区域の設定) 住民等への周知(避難所等へ配布) | <ul style="list-style-type: none"> 高知県復興都市計画連絡調整会議の設置 都市復興基本方針の策定・公表(高知県復興方針の一部を構成) 都市復興基本方針の記者発表 第一次建築制限区域の指定 第一次建築制限区域の市町村への通知 住民、建築確認や検査を行う指定確認検査機関への周知 第一次建築制限の相談窓口の設置、第一次建築制限の記者発表 |
| 発災後6カ月を目途 | 地区の復興まちづくり計画の策定 復興手続き | <ul style="list-style-type: none"> 地区別の復興手法、復興スケジュールの策定 住民等との合意形成 地区の復興まちづくり計画の策定(市町村復興計画の一部を構成) 住民等への周知(避難所等へ配布) 復興都市計画事業の都市計画決定の事前協議【県と協働】 復興都市計画事業の都市計画決定 防災集団移転促進事業計画の作成 | <ul style="list-style-type: none"> 市街地復興に係る市町村相談 国との連絡調整、市街地復興の協議 災害公営住宅建設計画との連携、調整 高知県復興都市計画連絡調整会議の設置 都市復興基本計画(骨子案)の策定・公表 復興計画(骨子案)の策定に係る市町村相談 市町村間の広域的調整 都市復興基本計画(骨子案)の記者発表 市町村間の広域的調整 県内建築制限状況の取りまとめ(特定行政区分) 建築確認や検査を行う指定確認検査機関への周知 高知県復興都市計画連絡調整会議の設置 都市復興基本計画の策定・公表(高知県復興計画の一部を構成) 都市復興基本計画の記者発表 復興都市計画事業の計画策定に係る市町村相談 市町村間の広域的調整 防災集団移転促進事業の計画策定に係る市町村相談 市町村間の広域的調整 |

県・市町村職員行動手順【手続き編】P126, 127, 128

| | 発災後 1カ月以内 | 発災後 2カ月以内 | 発災後 6カ月を目途 |
|-------------------|--|--|--|
| 関係部署 | 市町村都市計画担当課(建築指導担当課、防災担当課など) 県土木部係課(都市計画課、建築指導課、住宅課など) | 市町村都市計画担当課(建築指導担当課、防災担当課など) 県土木部係課(都市計画課、建築指導課、住宅課など) | 市町村都市計画担当課(建築指導担当課、防災担当課など) 県土木部係課(都市計画課、建築指導課、住宅課など) |
| 準備すべき資料 | 密集市街地カルテ、口基盤整備状況の資料、口地籍調査資料、口権利関係資料、口都市計画基礎調査結果(都市構造の現状や課題)、口事前復興計画、口都市計画マスタープラン、口地域防災計画、口関係、都市計画審議会の開催場所、周知方法に関する資料、口災害危険区域の条例、(口地区別復興手法に関する資料)、(口都市復興基本計画(骨子案))、(口都市復興基本方針)、(口第一次建築制限区域) | 密集市街地カルテ、口基盤整備状況の資料、口地籍調査資料、口権利関係資料、口都市計画基礎調査結果(都市構造の現状や課題)、口事前復興計画、口都市計画マスタープラン、口地域防災計画、口関係、都市計画審議会の開催場所、周知方法に関する資料、口災害危険区域の条例、(口地区別復興手法に関する資料)、(口都市復興基本計画(骨子案))、(口都市復興基本方針)、(口第一次建築制限区域) | 密集市街地カルテ、口基盤整備状況の資料、口地籍調査資料、口権利関係資料、口都市計画基礎調査結果(都市構造の現状や課題)、口事前復興計画、口都市計画マスタープラン、口地域防災計画、口関係、都市計画審議会の開催場所、周知方法に関する資料、口災害危険区域の条例、(口地区別復興手法に関する資料)、(口都市復興基本計画(骨子案))、(口復興計画(骨子案))、(口被災市街地復興推進地域に関する資料)、(口災害危険区域の指定(または移転促進区域の設定)に関する資料) ※：発災後の資料 |
| その他 | 市町村災害対策本部に、第一次建築制限に係る情報提供を行い、土地利用計画の担当部局や災害廃棄物処理計画の担当部局との事前調整を図る。 | 市町村災害対策本部に、第二次建築制限(または災害危険区域による制限)の情報提供を行い、土地利用計画の担当部局や災害廃棄物処理計画の担当部局との事前調整を図る。 | 地区の復興まちづくり計画の策定は、市町村復興計画と同時に進行する。 |
| 【役割区分】業務区分 | NO | NO | NO |
| 【市町村】情報収集 | 1 発災後3日以内 災害対策本部等から被災情報等の収集 P9~14 | 1 発災後40日以内 住家の被害認定調査、現地目視調査【詳細】 P45~55 | 1 発災後70日以内 地区別の復興手法、復興スケジュールの策定 P56、P89~96 |
| 【県・市町村】報告・連絡 | 2 発災後7日以内 都市計画審議会委員の安全確認、都市計画審議会の開催準備 P74 | 2 発災後40日以内 現地目視調査【詳細】票・家屋被害の集計表の整理、家屋被害詳細図の作成 P18、P21、P55 | 2 発災後6カ月を目途 住民等との合意形成(現在位置による復興) P99~102 |
| 【市町村】情報収集 | 3 発災後16日以内 被災建築物応急危険度判定調査、現地目視調査 P15~18 | 3 発災後40日以内 復興地区区分の再検証、地区別復興手法の選択 P22~23、P56 | 3 発災後6カ月を目途 住民等との合意形成(移転による復興) P99~102 |
| 【市町村】情報収集 | 4 発災後18日以内 現地目視調査票・家屋被害の集計表の整理、家屋被害概況図の作成 P18~21 | 4 発災後40日以内 第二次建築制限区域(被災市街地復興推進地域)の事前協議 P70~71 | 4 発災後6カ月を目途 地区の復興まちづくり計画の策定(市町村復興計画の一部を構成) P95~103 |
| 【市町村】意志決定 | 5 発災後20日以内 復興地区区分の検討 P19、P22~23 | 5 発災後2カ月以内 復興計画(骨子案)の策定 P57~67 | 5 発災後6カ月を目途 復興都市計画事業の都市計画決定の事前協議 P71、P105 |
| 【県・市町村】報告・連絡 | 6 発災後21日以内 第一次建築制限区域(案)の申出、第一次建築制限の連絡調整 P24~29 | 6 発災後2カ月以内 高知県復興都市計画連絡調整会議の設置 P129~130 | 6 発災後6カ月を目途 高知県復興都市計画連絡調整会議の設置 P129~130 |
| 【県】意志決定、報告・連絡 | 7 発災後1カ月以内 高知県復興都市計画連絡調整会議の設置 P129~130 | 7 発災後2カ月以内 都市復興基本計画(骨子案)の策定・公表 P57~67 | 7 発災後6カ月を目途 都市復興基本計画の策定・公表(高知県復興計画の一部を構成) P98 |
| 【県】意志決定、報告・連絡 | 8 発災後1カ月以内 都市復興基本方針の策定・公表(高知県復興方針の一部を構成) P30~33 | 8 発災後2カ月以内 第二次建築制限区域(被災市街地復興推進地域)の都市計画決定 P68~80 | 8 発災後6カ月を目途 復興都市計画事業の都市計画決定 P105 |
| 【県】意志決定 | 9 発災後1カ月以内 第一次建築制限区域の指定 P34~44 | 9 発災後2カ月以内 災害危険区域の指定(または移転促進区域の設定) P81~88 | 9 発災後6カ月を目途 防災集団移転促進事業計画の作成 P114~115 |
| その他 | 応急仮設住宅供給計画との連携、調整を図る。 | 災害公営住宅建設計画との連携、調整を図る。 | 災害公営住宅建設計画との連携、調整を図る。 |
| 業務に必要な機器(有無をチェック) | PC <input type="checkbox"/> □非常時に使用するPCを確保(グループで1台程度) →ロプリンターへの接続コードあり OA機器 <input type="checkbox"/> □データを共有HDD有り →データのバックアップ有り(保管場所：) 電話 <input type="checkbox"/> □手書きまで対応 →口様式を紙で保管(保管場所：) FAX <input type="checkbox"/> □手書きまで対応 →口様式を紙で保管(保管場所：) □災害時優先電話(「最重要」表示の電話機)を使用(設置場所：) □災害時優先FAX(「最重要」表示のFAX)を使用(設置場所：) □防災行政無線を使用(ダイヤル番号・FAXのみ使用可能)。 | PC <input type="checkbox"/> □非常時に使用するPCを確保(グループで1台程度) →ロプリンターへの接続コードあり OA機器 <input type="checkbox"/> □データを共有HDD有り →データのバックアップ有り(保管場所：) 電話 <input type="checkbox"/> □手書きまで対応 →口様式を紙で保管(保管場所：) FAX <input type="checkbox"/> □手書きまで対応 →口様式を紙で保管(保管場所：) □災害時優先電話(「最重要」表示の電話機)を使用(設置場所：) □災害時優先FAX(「最重要」表示のFAX)を使用(設置場所：) □防災行政無線を使用(ダイヤル番号・FAXのみ使用可能)。 | PC <input type="checkbox"/> □非常時に使用するPCを確保(グループで1台程度) →ロプリンターへの接続コードあり OA機器 <input type="checkbox"/> □データを共有HDD有り →データのバックアップ有り(保管場所：) 電話 <input type="checkbox"/> □手書きまで対応 →口様式を紙で保管(保管場所：) FAX <input type="checkbox"/> □手書きまで対応 →口様式を紙で保管(保管場所：) □災害時優先電話(「最重要」表示の電話機)を使用(設置場所：) □災害時優先FAX(「最重要」表示のFAX)を使用(設置場所：) □防災行政無線を使用(ダイヤル番号・FAXのみ使用可能)。 |

| | | | | |
|------|--------------|----|--|-------|
| 発災日時 | 平成 年 月 日 () | 名称 | | 被災の概要 |
| | 時 分 | | | |



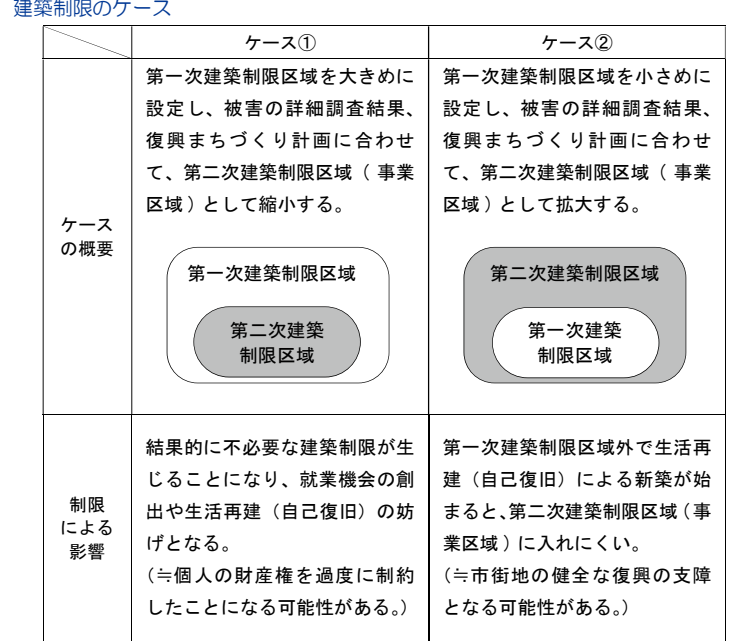
復興地区区分の基本的分類

| | 倒壊・延焼被害 | | 津波による流失被害 |
|-------|---|---|---------------------|
| | 基盤整備済 ・市街地開発事業、住宅 市街地総合整備事業、 開発許可による住宅開 発事業等が実施済み ※ | 基盤未整備 ・左の以外の地区 ・幅員4m未満の細路街 が存在する地区 | 基盤整備済 または基盤未整備 |
| 大被害地区 | 復興促進地区 | 重点復興地区 | 重点復興地区 |
| 中被害地区 | 復興誘導地区 | 重点復興地区または 復興促進地区 | 重点復興地区または 復興促進地区 |
| 小被害地区 | 復興誘導地区 | 復興誘導地区 | 復興誘導地区 |

※被災復興土地区画整理事業や旧法の土地区画整理事業済み等の地区において、区画道路の整備等が低水準と認められる地区は基盤未整備とするなど、地域の実情に即して総合的に判断すること。

復興地区の定義

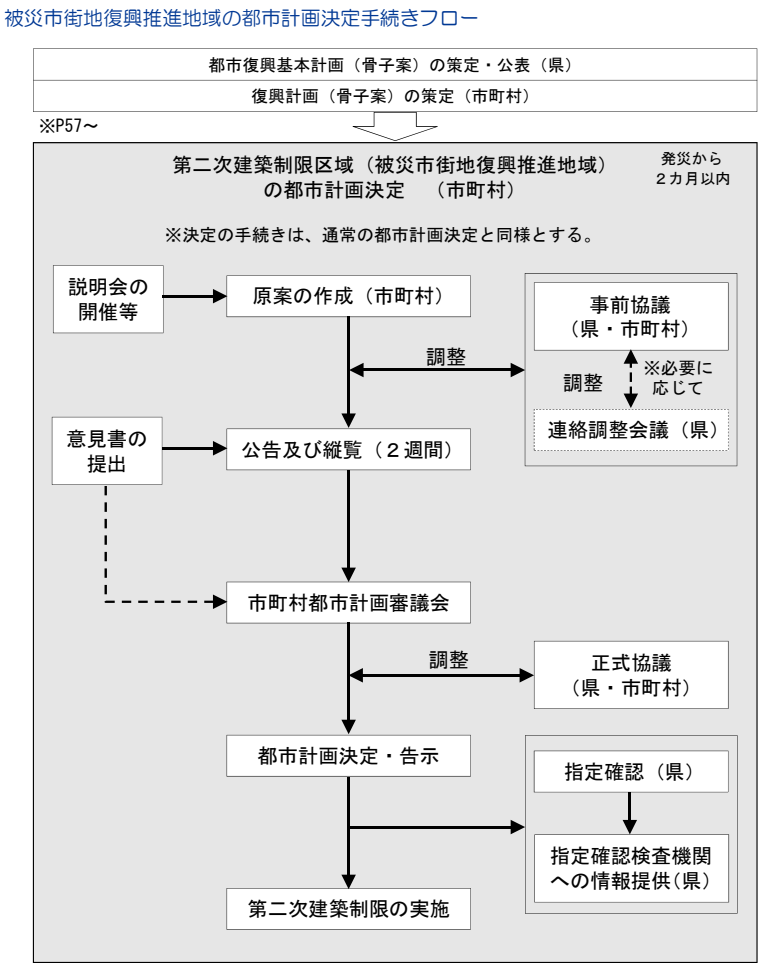
| | 地区の定義 | 復興の進め方 |
|--------|---|--|
| 重点復興地区 | 比較的広い範囲で面的に被災し、かつ、都市基盤整備等の抜本的な対策が必要な地区で、重点的かつ緊急に復興まちづくりを行うことが適切と考えられる地区。 (建築基準法第84条の指定区域) | 都市計画事業等の復興事業の実施に向けた建築制限に移行し、被災住民との事業計画の合意形成を図る。 |
| 復興促進地区 | 被害が散在し、かつある程度の面的被害も混在するなど、計画的に一体的な復興まちづくりを進めることが適切と考えられる地区。 ・基盤は整備済みであるが、被害が連担して発生しており、都市基盤において何らかの課題(延焼防止機能の不足等)を有する地区。 | 各地域の実情、被災状況、被災住民のニーズに応じた復興対策の実施に向けた合意形成を図る。 ・復興事業により部分的な道路改良の実施や、都市施設の再建、地区計画の決定を行いながら、建築制限は行わず自主再建を促進する。 |
| 復興誘導地区 | 被災が散在的にみられるが、自主再建等による復興を誘導することが、適切と考えられる地区。 | 自主再建を誘導する。 ・被害の原因、地区の課題等に応じて、良好な地区環境の整備の誘導等を図る。(用途地域見直しや地区計画の決定等) |



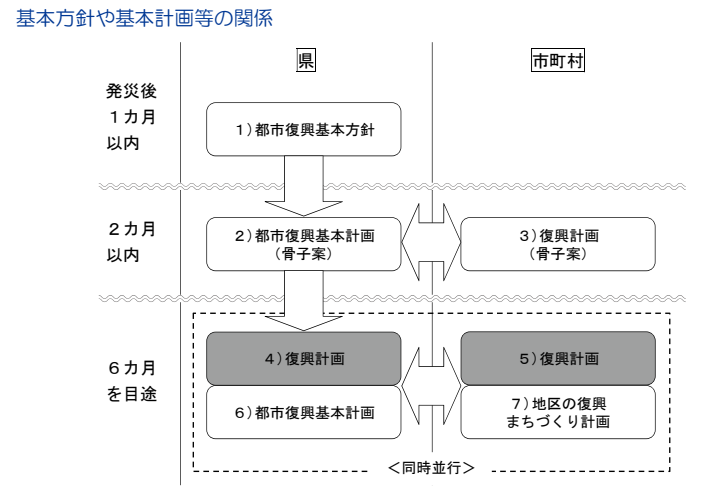
平成27年度全体模擬訓練の様子



■第二次建築制限の実施の流れ 【手続き編】P71



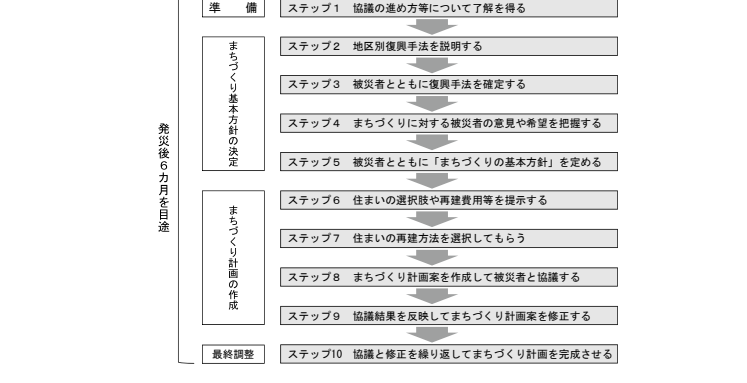
■復興に向けた計画策定の考え方 【手続き編】P96, 100, 103



| 名称 | 区分等 | 役割 |
|------------------|-----------|---|
| 1) 都市復興基本方針 | 県 ※P33 | 被災した住民が抱く復興に対する不安を解消し、被災地域の円滑かつ迅速な都市の復興【同時期に県は第一次建築制限区域を指定】 |
| 2) 都市復興基本計画(骨子案) | 県 ※P60 | 市町村の復興計画の策定等を円滑にし、被災地の迅速な復興の推進 |
| 3) 復興計画(骨子案) | 市町村 ※P63 | 建築制限に併せた都市の復興の目標、土地利用に関する基本方針等の明示【同時期に市町村は第二次建築制限区域の都市計画決定】 |
| 4) 復興計画 | 県 ※P57 | 復興全体に関するマスタープラン |
| 5) 復興計画 | 市町村 | 復興全体に関するマスタープラン |
| 6) 都市復興基本計画 | 県 ※P98 | 都市復興に関するマスタープラン【同時期に復興都市計画事業の都市計画決定】 |
| 7) 地区の復興まちづくり計画 | 市町村 ※P103 | 地区における生活や産業基盤等の復興計画【同時期に復興都市計画事業の都市計画決定】 |

※POO：指針のページ数

復興まちづくり協議スケジュール



〇〇市〇〇地区復興まちづくり計画の構成(例)

